

高松市・塩江町合併協議会会議録
第 1 回 会 議

平成 1 5 年 6 月 1 6 日 (月)

高松市・塩江町合併協議会

高松市・塩江町合併協議会会議録

第1回会議

1 日時

平成15年6月16日(月)午後1時00分開会・午後2時19分閉会

2 場所

塩江町役場2階大会議室

3 出席委員 23人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	中井弘	委員	野口勉
委員	井竿辰夫	委員	藤澤久文
委員	廣瀬年久	委員	佐藤好邦
委員	川田史郎	委員	尾形洋一
委員	山田徹郎	委員	河田澄
委員	黒川恵	委員	野田法子
委員	菰渕将鷹	委員	川田秀夫
委員	中條勲	委員	蓮井正明
委員	梶村傳	委員	植田満江
委員	大浦澄子	委員	大林正孝
委員	三笠輝彦		

4 欠席委員 1人

委員	中村靖
----	-----

5 事務局

事務局長	林昇	総務班	香西幸子
事務局次長 (調整班長事務取扱)	加藤昭彦	調整班	藤川幸彦
総務班長 計画班長兼務	山崎隆	調整班	松本修治
総務班 兼計画班	森田大介		

会 議 次 第

1 開会

2 会長及び副会長あいさつ

3 委員等紹介

4 議事

報告事項

報告第1号 高松市・塩江町合併協議会規約について

報告第2号 高松市・塩江町合併協議会規約に関する協議書について

協議事項

議案第1号 高松市・塩江町合併協議会会議規程について

議案第2号 高松市・塩江町合併協議会会議傍聴規程について

議案第3号 高松市・塩江町合併協議会会議録等閲覧規程について

議案第4号 高松市・塩江町合併協議会幹事会規程について

議案第5号 高松市・塩江町合併協議会幹事会部会規程について

議案第6号 平成15年度高松市・塩江町合併協議会事業計画について

議案第7号 平成15年度高松市・塩江町合併協議会歳入歳出予算
について

5 その他

高松市・塩江町合併協議会第2回会議の開催予定について

6 閉会

午後 1時00分 開会

会議次第1 開会

事務局長 それでは、予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・塩江町合併協議会第1回会議を開きます。

皆様方には何かと御多忙中のところ、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

この合併協議会の会議の開会あるいは閉会は、本来、議長の権限ということになりますが、本日は本合併協議会の初めての会議でございますし、また、このような取り扱いを定める会議規程も、後ほど御協議をいただくこととなっておりますことから、まことに僭越ではございますが、本日、議事に入りますまでの間、本合併協議会の事務局長に任じられました私、林の方で進行させていただきますので、よろしく御理解の上、御協力を賜りますようお願いいたします。

また、本合併協議会の会議の公開及び傍聴の取り扱いでございますが、これにつきましても、後ほど会議規程等を御協議いただきますので、それらの規程が決定されるまでの間は、特例的な形での会議の公開、傍聴の許可ということにさせていただきたいと思っておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

それでは、お待たせをいたしました。会議に入らせていただきます。

会議次第2 会長及び副会長あいさつ

事務局長 会議次第の2「会長及び副会長あいさつ」でございますが、まず、高松市・塩江町合併協議会の会長であります増田高松市長よりごあいさつを申し上げます。

増田会長 高松市長の増田昌三でございます。合併協議会の規約に基づく協議の結果、協議会の会長を務めさせていただくこととなりました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

高松市・塩江町合併協議会の第1回会議の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員皆様方には、大変お忙しい中、会議に御出席いただき、まことにありがとうございます。

さて、我が国では、地方分権の推進、少子・高齢化の進展など、社会経済情勢が大きく変化する中、国及び地方自治体の財政は大変厳しい状況が続いており、住民に最も身近な自治体として、総合的に住民サービスの提供の責務を負う市町が、今後、地域の自立と独

自性の発揮による地域みずからのまちづくり、都市づくりを進めることが重要な課題となっておりまして、そのためには、それにふさわしい行財政能力の確保や行政組織体制を充実強化することが求められております。その最も効果的な手法として、行政コストを縮減し、住民サービスのための財源の効果的な確保と効率的な行政組織体制の整備が可能となる合併問題が、大きなテーマとして全国的に議論されておるところでございまして、香川県内でも各地域で活発な取り組みが行われてきたところでございます。

このような中、高松市と塩江町とは、他の周辺町とともに合併検討会を設置し、昨年11月には報告書を取りまとめるなど、合併について、共々に検討を重ねてきたところでございますが、本年に入りまして、さらに一步踏み込んだ協議を行うための合併協議会を設置することとなり、それぞれの3月議会で関係議案の御議決をいただき、去る6月1日に高松地域としては初めての高松市・塩江町合併協議会が発足したところでございます。

本協議会といたしましては、今後、合併特例法の期限である平成17年3月末を見据えて、これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重しつつ、合併協定項目や市町建設計画等について御協議をいただくわけございまして、委員皆様方には両地域の将来を展望したまちづくりについて活発な議論をしていただき、お互いの信頼関係の構築と住民の御理解をいただく中で、将来の圏域づくりに向けた選択として、他の地域のモデルとなるような合併を実現することができますよう、委員皆様方の格別の御理解、御協力をお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局長 ありがとうございます。

それでは次に、副会長であります中井塩江町長よりごあいさつを申し上げます。

中井副会長 合併協議会の副会長を務めさせていただくことになりました塩江町長の中井でございます。

本日は、高松市・塩江町合併協議会の第1回会議を、私どもの塩江町で開催させていただきましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、塩江町は、緑豊かな自然の中で、その昔、名僧行基が発見したと伝えられる温泉を核として、地域が開け、人が住み、産業や文化の交流が盛んになった町でございます。その歴史の上に立ち、本町が魅力に満ちた地域として、また、価値ある地域として評価され、そして、住む人や訪れる人が、「この町に住んでよかった、住みたい」と実感できるようなまちづくりを進めてまいったところでございます。

このような中、高松市とは、かねてからごみ処理などの協力につながりが深く、お互いの信頼関係を築いてきたところでございますが、このたび、21世紀のまちづくりを展望し、住民福祉のさらなる向上を図るため、高松市との合併協議を進めることとした次第でございます。

今後、この合併協議会の場で、両市町の将来のまちづくりについて、大所高所から御検討いただくわけでございますが、私といたしましては、お互いの魅力を見出しながら、住民と手を取り合って合併協議を進め、高松市民と塩江町民に、ともに合併してよかったと喜んでもらえるような合併となるよう、増田会長ともども努力してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましても格別の御協力をお願いいたしまして、私のあいさつとさせていただきます。失礼いたします。

事務局長 ありがとうございます。

会議次第3 委員等紹介

事務局長 それでは次に、会議次第の3「委員等紹介」に移ります。

お手元の高松市・塩江町合併協議会委員等名簿に基づきまして御紹介をさせていただきます。

まず初めに、ただいまごあいさつを申し上げました本合併協議会会長であります高松市の増田昌三市長でございます。（自席で起立の上、会釈またはあいさつ。あいさつの発言は省略。以下同様）

同じく、ただいまごあいさつを申し上げました本合併協議会の副会長であります塩江町の中井 弘町長でございます。

次は、高松市の井竿辰夫助役でございます。

高松市の廣瀬年久助役でございます。

塩江町の川田史郎助役でございます。

次は、議会の正・副議長に移りますが、高松市議会の山田徹郎議長でございます。

塩江町議会の黒川 恵議長でございます。

高松市議会の菰淵将鷹副議長でございます。

塩江町議会の中條 勲副議長でございます。

次に、市町の議会議員に移りますが、高松市議会の梶村 傳議員でございます。

同じく高松市議会の大浦澄子議員でございます。

同じく高松市議会の三笠輝彦議員でございます。

同じく高松市議会の森谷芳子議員でございます。

同じく高松市議会の野口 勉議員でございます。

次は、塩江町議会の藤澤久文議員でございます。

同じく塩江町議会の佐藤好邦議員でございます。

同じく塩江町議会の尾形洋一議員でございます。

次に、学識経験者の紹介に移ります。高松市の河田 澄様でございます。

次に、高松市の中村 靖様でございますが、中村様は本日所用のため欠席されております。

次は、高松市の野田法子様でございます。

次は、塩江町の川田秀夫様でございます。

同じく塩江町の蓮井正明様でございます。

同じく塩江町の植田満江様でございます。

次は、香川県政策部自治振興課長の大林正孝様でございます。

以上が本合併協議会の規約に基づきます会長及び委員でございます。よろしくお願い申し上げます。

次に、その名簿の下に記載をしております監査委員でございますが、先般、増田会長の方から本合併協議会の規約に基づき、高松市の花崎政美代表監査委員及び塩江町の堀川和海監査委員のお二人を委嘱しておりますので、名簿記載により御紹介をさせていただきます。

続きまして、この機会に本合併協議会の事務局職員を紹介させていただきます。

先ほどごらんいただきました委員等名簿の裏に事務局職員名簿を掲載しておりますが、私事務局長の林 昇でございます。

次に、事務局次長及び調整班長事務取扱の加藤昭彦でございます。

同じく調整班の藤川幸彦でございます。

同じく松本修治でございます。

次に、総務班及び計画班でございますが、班長の山崎 隆でございます。

森田大介でございます。

それから、受付を現在いたしておりますが、香西幸子でございます。以上7人で事務局を担当いたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

会議次第 4 議事

事務局長 それでは、これより会議次第の4「議事」に入るわけでございますが、ここで会議での発言要領についてお願いがございます。

協議会の会議につきましては、会議録を作成することとなりますので、御発言をされる場合には、まず、議長の許可を得た後、まことに恐れ入りますが、お手元のマイクのスイッチ、緑の部分でございますが、それを押していただき、お名前を先に申し出ていただいてから御発言をされますようお願いを申し上げます。

それでは、これから後の会議につきましては、本協議会規約第10条第2項の規定によりまして、会長が議長に当たることとなっておりますので、増田会長をお願いいたします。

会長、よろしく願いいたします。

議長（増田会長） それでは、規約によりまして私が議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

会議次第4（1）報告事項

議長（増田会長） それでは、会議次第の4の（1）「報告事項」に移らせていただきます。

報告第1号及び報告第2号について、事務局より説明をさせます。

事務局次長 事務局次長の加藤と申します。報告第1号及び第2号について御説明いたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

会議資料の1ページをお開きください。

まず、報告第1号「高松市・塩江町合併協議会規約について」でございますが、地方自治法の規定によりまして、本規約は議決事項となっております。両市町の本年3月議会におきまして、それぞれ可決をされたものでございます。

それでは、規約の内容につきまして、要点を説明させていただきます。

2ページをお開きください。

まず、第1条でございますが、本協議会の設置の根拠について述べておりまして、その根拠法に地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法である旨が記載されております。

次に、第2条は協議会の名称でございます。通常、合併協議の対象となる市町の名称を列記することが一般的であることから、高松市・塩江町合併協議会と称することといたしております。

次に、第3条は協議会が担任する事務についてでございます、まず第1点目として、1市1町の合併に関する協議、2点目として合併特例法第5条の規定に基づく建設計画の作成、3点目として前2号に掲げるもののほか、1市1町の合併に関し必要な事項を担当することといたしております。

次に、第4条は協議会の事務所についてでございます、高松市に置くことを規定しております。

次に、第5条は組織でございます、協議会は会長及び委員をもって組織すると定められております。

次に、第6条及び第7条の会長、副会長につきましては、1市1町の長の協議により選任することといたしております。このように「1市1町の長が協議して定める」という規定がほかにもございますが、これらの協議結果につきましては、次の報告第2号で御説明させていただきます。

次に、3ページに移りまして、第8条は委員についての規定でございます。

まず、第1項の第1号委員といたしまして、1市1町の長及び助役、第2号委員として1市1町の議会の正・副議長、第3号委員は1市1町の議会の議員のうちから、それぞれの議会の選出した者で、今回は高松市5名、塩江町3名の方が選出されております。

次に、第4号委員は1市1町のそれぞれの長が定めた学識経験を有する者で、今回、市町からそれぞれ3名ずつ選出していただいております。

また、第2項におきましては、必要に応じて1市1町の長が協議して定めた者を委員として加えることができるといたしております。

次に、第9条の会議でございますが、会議は会長が招集すること、委員総数の3分の1以上の委員から会議の招集の請求があったときは、会長はこれを招集しなければならないこと、会議の開催場所及び日時は会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知をしなければならないことを規定しております。

次に、第10条の会議の運営でございますが、第1項では、会議は委員の半数以上が出席しなければ成立しないこと、第2項では、会長は会議の議長となることを規定しております。また、第3項におきまして、会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定めることとなっておりますが、これにつきましては、後ほど議案第1号本協議会の会議規程としてお諮りすることといたしております。

次の第11条から4ページの第13条までは、本協議会におきまして御協議いただく前

の調査あるいは審議・調整等、いろんな準備を行う機関として小委員会、幹事会あるいは事務局に関する規定が定められております。

次の第14条は、本協議会に要する経費に関する規定でございますが、これにつきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

次の第15条は監査、第16条は財務に関する事項、第17条は報酬及び費用弁償に関する規定でございます。

次の第18条は、協議会の解散の場合の措置について定めておまして、第19条に補則といたしまして、この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定めることといたしております。また、附則といたしまして、この規約は、1市1町の長が協議して定める日から施行することといたしております。

以上が、報告第1号「高松市・塩江町合併協議会規約について」でございます。

続きまして、報告第2号について御説明をいたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

報告第2号「高松市・塩江町合併協議会規約に関する協議書について」でございます。

協議書につきましては、先ほどの規約の中で説明申し上げましたように、「1市1町の長の協議により定める」と規定されている項目等につきまして、去る5月26日に高松市長、塩江町長の間で取り決め、調印したものでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

7ページの中ほどにございますけれども、協議して定めた事項は12項目でございます。

まず、1と2では会長に高松市長、副会長に塩江町長を、それぞれ選任いたしております。

3の委員につきましては、規約第8条第2項の「必要に応じて1市1町の長が協議して選任した委員」といたしまして、香川県の大林自治振興課長を選任いたしております。

4は事務局についてでございますが、後ほど御説明いたします事務局規程を定めるとともに、次の8ページにございますように、事務局職員については、高松市から4名、塩江町から1名、香川県から1名の合計6名の職員をもって充てることといたしております。

次に、5の協議会の経費でございますが、市町が負担すべき経費のうち合併協議会の広報紙の配布費用につきましては、それぞれの市町が負担することとし、それを除きました金額を100分の20を均等割、100分の80を人口割により負担することといたしております。

次の6の財務に関する事項、7の報酬及び費用弁償につきましては、後ほど御説明いたします。財務規程並びに委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を、別途、定めております。

次に、8の規約の施行日につきましては、平成15年6月1日とし、この日をもちまして合併協議会が発足したところでございます。

その他、9の内容変更から12の協議の失効につきましても、それぞれ記載のとおり定めております。

以上で、「高松市・塩江町合併協議会規約に関する協議書」の説明とさせていただきます。

次に、10ページをお開きください。

別紙1「高松市・塩江町合併協議会事務局規程」について御説明をいたします。

この規程は、規約第13条第2項の規定に基づきまして、1市1町の長が協議の上、ただいま御説明いたしました協議書の中で、別紙として、協議会の事務局に関し必要な事項を定めたものでございます。

第2条の所掌事務につきましては、協議会の会議、協議資料の作成、広報、庶務、その他協議会の運営に関し必要な事項を所掌することといたしております。

第3条、第4条は、組織及び事務分掌、職員等についての規定でございます。事務局は、総務班、調整班及び計画班の3班体制とし、事務局長、事務局次長、その他の職員で構成することといたしております。

以下、第5条につきましては職員の職務、第6条は会長の決裁事項、第7条は事務局長の専決事項、第8条は代決に関する規定、第9条は文書の取扱規定、第10条は公印の取扱規定、12ページに参りまして、第11条は職員の服務、第12条は職員の給与等に関する規定でございます。

次に、13ページの別表第1でございますが、別表第1は事務局各班の分掌事務について記載しております。

次に、14ページ、別表第2でございますが、協議会の公印について記載しております。また15ページ、16ページは協議会の起案用紙の様式でございます。

以上が合併協議会の事務局規程でございます。

続きまして、17ページをごらんいただきたいと思います。

別紙2「高松市・塩江町合併協議会財務規程」について御説明をいたします。

この規程は、規約第16条に基づきまして、協議書の別紙として、合併協議会の財務に関しまして必要な事項を定めたものでございます。

まず、第2条では、歳入歳出予算について、第3条は予算の補正、第4条は歳入歳出予算の款、項及び目の区分について、第5条は出納及び現金の保管について、18ページに移りまして、第6条では協議会の出納員、第7条では予算の流用及び予備費の充当、第8条では決算等について、第9条では収入及び支出の手続をそれぞれ定めたものでございます。

以上が財務規程でございます。

続きまして、20ページをお開きいただきたいと思います。

別紙3「高松市・塩江町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」について御説明をいたします。

この規程は、規約の第17条第2項に基づきまして、協議書の別紙として、協議会の委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めたものでございます。

まず、第2条の報酬の額でございますが、規約第8条第1項第4号の学識経験を有する委員、第2項の委員、規約第15条第1項の監査委員の報酬の額は、日額6,500円としております。

次に、第3条の費用弁償の額でございますが、具体的には委員であります議員が会議等に出席したときは、その費用弁償として、日額6,500円を支給することといたしております。また、協議会の委員等が協議会の職務を行うために出張したときは、その費用弁償として、高松市の例により旅費を支給することといたしております。

なお、第4条では、報酬及び費用弁償の支給方法につきましては、高松市の例によることといたしております。

以上が、委員等の報酬及び費用弁償に関する規程でございます。これらの3つの規程を含む協議書を高松市長、塩江町長の間で、去る5月26日に取り交わしたものでございます。

以上、簡単でございますが、報告第1号「合併協議会規約」及び報告第2号「合併協議会規約に関する協議書」についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第1号及び報告第2号につきまして、御質問等がございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） よろしゅうございますか。特段ございませんので、報告事項につきましては、以上で終わらせていただきます。

会議次第4（2）協議事項

議長（増田会長） 次に、会議次第の4の（2）「協議事項」に移らせていただきます。

協議事項のうち、議案第1号から議案第3号までの3件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたします。

事務局より説明をいたさせます。

事務局次長 それでは、議案第1号、第2号及び第3号について御説明をいたします。

21ページをお開きください。

議案第1号「高松市・塩江町合併協議会会議規程について」でございますが、高松市・塩江町合併協議会の会議の運営に関し、必要な事項については、規約第10条第3項の規定で、会長が会議に諮り、別に定めるとされておりますことから、この規定に基づきまして、議案として提出するものでございます。

資料の22ページをお開きください。

まず、会議規程第2条の基本方針でございますが、第1項では会議は原則として公開とし、出席委員の過半数の賛同があるときは非公開とすることができること、第2項では、会議の運営に際しては、公平公正な協議に努めるものとするという基本方針を規定いたしております。

第3条は、議長、委員の責務について規定いたしております。

第4条の会議の開閉等につきましては、第1項で会議の開閉は議長が宣告する旨、第2項で会議における発言は議長の許可を得た後に行う旨を規定いたしております。

次に、第5条は、会議の進行についての規定でございますが、第1項で「会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、大方の賛同をもって議事を進めるものとする」と規定いたしております。

この第1項の規定の趣旨でございますが、合併協議会は議会と異なり、議決機関ではなく、意見集約を行う場でございます。それぞれの合併協定項目などについて、協議会の会議の場で協議し、各委員の意見集約を行う中で、一定の方向性を導き出すことといたしております。したがって、それぞれの協議項目につきまして、多数決で議事を進めていくということではなく、まずは、全会一致が原則であるということでございます。

ただし、すべてこれでいきますと、効率的な議事進行ができないケースもございますので、議論を尽くしても、なお意見の一致を見ることが困難である場合は、大方の賛同をもって議事を進めるということにいたしましたものでございます。

この「大方の賛同」でございますが、あくまで全会一致が原則ということでございます。例えば3分の2であるとか、4分の3という、その原則を崩すような形で記載することはどうかということにつきまして、香川県が作成した合併事務ガイドブックの考え方や、県内の他の合併協議会、あるいは鹿児島地域、長崎地域の合併協議会などの例も参考にいたしまして、ここで「大方の賛同」という表現としたものでございます。

次に、第5条の第2項でございますが、協議事項は、原則として質疑及び協議を行う会議の前の会議において提案し、説明することといたしております。すなわち、会議で各委員に協議していただく場合は、まずは、協議を行う会議の前に開催する会議におきまして、次回に協議していただく事項として提案をさせていただきます。あわせて、その内容についても御説明をいたします。各委員におかれましては、次の会議までにその協議事項について検討をされ、考え方を取りまとめた上で会議に臨んでいただくと、そのような進め方を原則とするものでございます。つまり、通常の場合は、検討期間を設けるという趣旨から、提案即決定という方法はとらないということでございます。

ただ、事案によりましては、例外的な取り扱いも出てくる場合があります。

以上が第5条の第2項でございます。

次に、第6条の傍聴につきましては、会議は傍聴することができること、また会議の傍聴に関し必要な事項は議長が別に定める旨、規定しております。

次に、第7条の会議録でございますが、第1項で議長は会議録を調製すること、第2項で会議録は議長が指名する二人の委員が署名する旨規定をいたしております。

次に、第8条の会議録等の公開でございますが、第1項におきまして、会議録及び会議に提出された文書は原則として公開とすること、第2項で文書の公開の方法につきましては、議長が別に定める方法により行う旨を規定しております。

次の第9条は規律、第10条は関係者の出席、第11条は関係者の出席を求めた場合の費用弁償について規定いたしております。

なお、附則につきましては、施行期日について規定いたしております。本案について御承認いただければ、本日付けで施行することといたしております。

以上、議案第1号「合併協議会の会議規程」についての説明を終わります。

続きまして、議案第2号について御説明いたします。

24ページをお開きください。

議案第2号「高松市・塩江町合併協議会会議傍聴規程」でございますが、合併協議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるため、ただいま御説明いたしました会議規程第6条第2項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

25ページをごらんください。

まず、傍聴規程第2条でございますが、傍聴席の区分等について記載しております。傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分すること、一般傍聴席の定員は50人以内とし、議長が必要と認めるときは、これを制限することができる旨、規定いたしております。

次に、第3条は、傍聴の手續についてでございますが、傍聴希望者は、傍聴受付票に氏名等を記入の上、傍聴証の交付を受けることとし、傍聴証の交付については受け付け順とすることを規定いたしております。

次に、第4条は、傍聴を終えて退場する際の傍聴証の返還について、第5条につきましては、会議を妨害するおそれその他の理由により、傍聴席に入ることができない者について規定いたしております。

次に、26ページをお開き願います。

第6条、傍聴人の守るべき事項につきましては、傍聴人が傍聴席において守るべき事項について、第1号から第8号までを列挙いたしております。

次に第7条、写真、映画等の撮影及び録音等の禁止でございますが、あらかじめ議長の許可を受けた場合を除き、傍聴人が写真、映画等の撮影及び録音等はしてはならない旨を規定いたしております。

次の第8条につきましては、傍聴人が職員の指示に従わなければならない旨、規定いたしております。

次に第9条、傍聴人の退場でございますが、出席委員の過半数の賛同により会議を非公開とする決定があった場合には、傍聴人は速やかに退場しなければならない旨を規定いたしております。

第10条は、傍聴人がこの規程に違反した場合に、議長が講ずる措置について規定いたしております。

27ページの附則につきましては、施行期日について規定をしておりますが、先ほどと同じように御承認いただければ、本日付けで施行いたすことといたしております。

なお、27ページに第3条に規定する傍聴受付票の様式、次の28ページには傍聴証の様式を記載いたしております。

以上、議案第2号「傍聴規程」についての説明を終わります。

続きまして、29ページをごらんいただきます。

議案第3号「高松市・塩江町合併協議会会議録等閲覧規程」でございますが、高松市・塩江町合併協議会の会議の会議録及び会議に提出された文書の閲覧の方法に関しまして、必要な事項を定めるため、会議規程第8条第2項の規定によりまして、議案として提出するものでございます。

30ページをお開き願います。

まず、会議録等閲覧規程第2条の閲覧請求者でございますが、何人も会議録等の閲覧を請求できるものといたしております。

次に第3条、閲覧に供する会議録等でございますが、第1項で閲覧に供する会議録等の内容を、第2項では個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項など、閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部または一部については、閲覧に供しない旨、規定をいたしております。

次に、第4条は閲覧の請求、第5条は閲覧の場所及び時間について規定いたしております。協議会の事務局及び高松市、塩江町の所定の場所で閲覧できることといたしております。

次に、第6条は遵守事項について、第7条は閲覧の中止及び禁止について規定いたしております。

なお、附則につきましては、先ほどと同様でございます。

なお、次の32ページには閲覧請求書の様式を記載いたしております。

以上が「会議録等閲覧規程」でございます。

以上、簡単でございますが、議案第1号から第3号までの説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第1号から議案第3号までの3件につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言願います。

どうぞ。

蓮井委員 蓮井と申します。22ページの、ちょっともう一度確認したいんですが、会議の進行というところで、「会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする」

とありますわね。これは、その下に「大方の賛同をもって議事を進める」となってますけど、これはもうほとんど全会一致をもって進めるんですか。

議長（増田会長） 先ほども事務局が説明いたしましたように、原則としては全会一致、ただ議事運営上、進行のために、例えば具体的に言うと、どういうケースがあるかちょっとわかりませんが、1人の方だけが強引に議事を遅れさせるといようなことがあって、ほかの、ほとんどの、その方以外のすべての方が、その人以外の方がもういいじゃないかといようなことなれば、これの、大方ということになるのかなと。例えば、そういうようなことが想定されるのでないかと思っております。

ですから、具体的に3分の2とか、4分の3とかというんでなくて、5分の4でもなくて、できるだけ全会一致に近い、限りなく近いという意味で大方というのがあると、そういうふうに理解していただいて結構だと思いますが。

蓮井委員 ありがとうございます。

議長（増田会長） ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） よろしゅうございますか。それでは……、どうぞ。

川田（秀）委員 川田と申しますが、今の項の下側なんですけど、第5条の第2項です。「協議事項については、原則として質疑及び協議を行う会議の前の会議において提案し説明を行うものとする」ということは、つまりきょうの会議でしたら、前回協議しとって、次の会に結論をつくらうといふうな進め方ですか。

議長（増田会長） そうです。ですから、次回の会議の議題とか内容については、きょう説明するということになります。そういうことですね。

事務局長 事務局から補足説明をさせていただきます。

ただいま議長の方から説明しましたとおり、次回の会議に協議いただく案件につきましては、その前の会議の場で提案をして説明をさせていただくということにいたしております。したがって、今回は、きょうは初めての会議でございますので、第2回の会議について本日提案ということになるわけでございますが、それにつきましては、3回目の会議で協議、確認等をいただく案件について第2回で提案をするというのを原則とさせていただきます。

したがって、第2回においては、改めて市町で協議、調整をいたしました案件について提案をし、説明をさせていただくという会議になりまして、第3回目の会議で協議、

確認をいただくということでございます。

ただ、それをすべての案件について、そのような取り扱いにすることについては、会議運営上問題がある場合、あるいは案件の内容等によっては、提案をして、即御協議をいただいで、確認をいただく案件もあるというようなことでございますので、今後の提案あるいは協議の方法等につきましては、その都度、必要に応じて説明をさせていただきますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

川田（秀）委員 この中の、内容の趣旨の中に、来月から大体月1回程度の会合を開こうというふうな計画をされておられるようです。今、説明の中では、今月やりますと、3カ月後にその結論を見ると。私もこの間ちょっと、うちの町内で打ち合わせしたときに、町長、もうちょっと取り組みが遅いんじゃないかと。もうあと2年で、わずか2年で百年の大計をせんといかんのじゃないかと。今の会議の進め方というのを聞きますと、なかなか時間が足らんのじゃないんですか。そんな感じがするわけです。一部、今事務局の方がおっしゃられたが、時と場合によるとおっしゃったんで、わずかな期待はしておるんですけども、1件の案件を、そう長い間協議したり考える時間が果たしてあるかどうか、私どもも、また地元の町民の皆さんに、一つ一つ御理解をいただくように説明もしたり、円満にやっていこうというふうに思っておりますが、その辺はいかがなものでございますか。

議長（増田会長） 御意見ごもっともございまして、どんどん決めていけるものは次々と決めていくというようなことをしないと、17年3月ということですので、そういきたいし、また大切なものについては今おっしゃったように、地元とか、いろんなところで協議をせないかんものもあるから、それについては、やっぱり1カ月前ぐらいに早く提案して、その間に十分に地元の意見調整をしていただくということでいきたいということでございますので、内容によりますが、簡易なものについては、思い切ってどんどん提案していくというようなことも、そういう内容によって臨機応変にやっていって、とにかくゴールは決まっておりますので、それに向かって無理のないようなスケジュールを組んでいきたいと、こんなふうに思っております。

ほかに何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、議案第1号から議案第3号までの3件を一括してお諮り

いたします。

議案第1号から議案第3号までの3件は、いずれも原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議ございませんので、議案第1号から議案第3号までの3件は原案のとおり決定されました。

ただいま会議規程を御承認いただきましたので、会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきたいと存じます。

本日の会議の会議録署名委員には、山田徹郎高松市議会議長さんと黒川 恵塩江町議会議長さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第4号及び議案第5号につきましては関連がございますので、一括して議題とさせていただきます。

事務局から説明をいたします。

事務局次長 それでは、議案第4号及び第5号について御説明をいたします。

33ページをお開き願います。

議案第4号「高松市・塩江町合併協議会幹事会規程について」でございますが、協議会の幹事会の組織及び運営に関し必要な事項については、規約第12条第2項の規定によりまして、会長が会議に諮り、別に定めると規定されておりますことから、この規定に基づきまして議案として提出するものでございます。

34ページをお開き願います。

まず、幹事会規程第2条の所掌事務でございますが、協議会の会長の指示を受け、協議会に提案する事項について協議し、調整をするほか、両市町の合併に必要な事項について、協議・調整することといたしております。

次に、第3条の組織及び第4条の幹事でございますが、幹事につきましては、次の35ページの別表にございますように、両市町の助役さんなど、それぞれ4名をもって充てることといたしております。

次に、第5条でございますが、幹事の互選によりまして幹事長及び副幹事長を置くことといたしております。

次に、第6条の会議でございますが、幹事長が必要において開催し、幹事長が会議の議長となることを規定しております。

次に、第7条の部会でございますが、幹事会に部会を置きまして、実務的な協議または検討を行うことといたしております。

なお、詳細は、次の幹事会部会規程の中で御説明をいたします。

次に、第8条の関係者の出席でございますが、幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができることといたしております。

次に、第9条は会議の協議・調整経過、結果についての会長への報告、第10条は幹事会の庶務についての規定でございます。

附則につきましては、先ほどと同様で、御承認いただければ、本日付けで施行することといたしております。

以上、「幹事会規程」についての説明を終わります。

次に、36ページをお開き願います。

議案第5号「高松市・塩江町合併協議会幹事会部会規程」でございますが、幹事会の部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、幹事会規程第7条の規定によりまして、議案としてお諮りするものでございます。

37ページをごらんください。

まず、幹事会部会規程の第2条、部会の所掌事務でございますが、部会は、幹事会の幹事長の指示を受けまして、両市町の合併に関する協議など、規約第3条に掲げる事項について、実務的に協議・調整をすることといたしております。

次に、第3条の組織でございますが、39ページをお開きください。

部会につきまして、39ページの別表に記載しておりますように、総務部会など全部で17の部会を設置するものとして、委員につきましては、表の中に記載しております高松市、塩江町の職員をもって充てることといたしております。別表にございますように17の部会を設置するものでございます。

再び37ページにお戻りをいただきたいと思います。

37ページ、第4条でございますが、4条は部会長の職務についての規定でございます。

次に、第5条でございますが、会議は事務局長の要請によりまして、または部会長が必要に応じて招集し、部会長が会議の議長となること、また、関係する部会との合同の会議を開催することができることなどを規定いたしております。

次に、第6条の報告でございますが、部会長は会議の協議の概要及び結果について、幹

事会へ報告することといたしております。

次の38ページの第7条は、庶務の規定でございますが、部会の庶務は、部会長の属する市町の担当部門が処理することといたしております。

以上が「幹事会部会規程」でございます。

以上、簡単でございますが、議案第4号及び議案第5号についての説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第4号及び議案第5号につきまして、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特段ございませんので、それでは議案第4号及び議案第5号を一括してお諮りいたします。

議案第4号及び議案第5号、いずれも原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議がありませんので、議案第4号及び議案第5号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第6号及び議案第7号につきましては、関連がございますので、一括議題といたします。

事務局から説明いたさせます。

事務局次長 それでは、議案第6号及び第7号について御説明いたします。

資料の42ページ、43ページをお開きください。

まず、議案第6号「平成15年度高松市・塩江町合併協議会事業計画」でございますが、43ページに事業の内容を記載いたしております。

平成15年度におきましては、合併に関する協議を行うとともに、住民の皆様方の理解をより一層深めていただくために、積極的な情報提供に努めることなど、以下の事業を実施してまいりたいと考えております。

まず第1に、合併協議会等先進地の情報収集及び調査研究でございます。全国の、既に合併を実現した市町や、現在、合併協議を行っている市町など、先進地域についての情報

は大いに参考になりますことから、積極的な情報収集、調査研究を行うものでございます。

2点目は、合併協議会だよりの発行やホームページの開設による情報の提供でございます。先ほど申し上げましたように、合併問題について、住民の皆さんの理解をより一層深めていただくということが重要でありますことから、当合併協議会の広報紙であります合併協議会だよりやホームページの中で、協議会の開催予定を初め、協議の内容、会議録、合併関係資料などを、できるだけわかりやすい形で情報提供をしてまいりますものでございます。

3点目は、事務事業実態調査の実施及び調整でございます。合併協定項目の協議のためには、高松市、塩江町双方の数多くの事務事業のすり合わせが必要であり、そのための基礎資料といたしまして、事務事業の実態調査を行うとともに、事務事業の調整を行うものでございます。

4点目は、市町建設計画の策定でございます。市町建設計画と申しますのは、合併する市町のマスタープランとして、ソフト・ハード両面の施策を、総合的かつ効果的に推進するために、合併市町の建設の基本方針や実施する事業等を定めたものでございまして、今年度から策定作業を進めてまいりますものでございます。

5点目は、合併協定項目の協議でございます。3番目の事務事業実態調査の実施、調整を踏まえまして、合併協定項目について協議を行うものでございます。

6点目は、協議会、幹事会、部会等の開催でございます。協議会のほか、下部組織でございます幹事会、部会等を適時開催し、合併に関する協議・調整・調査研究などを行うものでございます。

7点目といたしまして、その他必要な合併に関する調査研究でございまして、合併に関して必要な調査研究を、適宜、実施するものでございます。

以上が、平成15年度の事業計画でございます。

次に、44ページをお開き願います。

44ページには、参考資料といたしまして、「想定される合併協議会のスケジュール」を添付いたしております。

そこに書いておりますように、合併協議会は、今後おおむね月1回のペースで開催し、市町建設計画の策定のほか、合併協定項目について協議を行うこととなります。

合併協定項目につきましては、中ほどの枠の中に、主なものを記載しておりますけれど

も、合併の方式や合併の期日、新市の名称、新市事務所の位置などの基本項目、議員の定数、任期の取り扱いなどの法定項目、地方税の取り扱い、使用料・手数料の取り扱い、その他各種制度、事務事業の取り扱いなどでございまして、次回第2回の会議で、協定項目一覧表を提出させていただく予定でございます。

協定項目の協議の順序につきましては、合併の方式、期日などの基本項目につきましては、合併協議の根幹をなすものであり、合併協議会の協議の展開に深くかかわってくることから、他の協定項目に先行して、できるだけ早い段階で協議を行うことが望ましいとされておりますことから、今後、幹事会等で御協議いただき、できるだけ早い機会に提案させていただきたいというふうに考えております。

なお、この資料のスケジュールにつきましては、合併特例法の期限である平成17年3月までの合併を見据えて、それぞれの市町の議会の議決や県議会の議決などの法的手続や、電算システムの変更や人事、組織体制面での移行作業、条例、規則の改正など、合併に伴う事務の移行期間を考慮した、いわば現時点で想定される望ましいスケジュールを記載したものでございます。この中では、合併協定項目の協議については、来年6月議会までに終了するというのを、一応、想定をいたしております。

以上、「想定される合併協議会のスケジュール」でございます。

次に45ページ、議案第7号「平成15年度高松市・塩江町合併協議会歳入歳出予算について」御説明をいたします。

恐れ入りますが、次の46ページをお開きください。

ちょっと資料が横になっておりますが、まず46ページ、平成15年度合併協議会の予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額はそれぞれ2,500万1,000円と定めておるものでございます。

なお、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、次の47ページの第1表歳入歳出予算に記載しておりますとおりでございます。

46ページに戻っていただきまして、次の第2条歳出予算の流用についてでございますが、平成15年度中の当協議会の歳出予算の支出に当たりまして、予算額に不足が生じた場合は、款相互の金額は必要に応じて流用することができるとさせていただいております。弾力的な運用について御了解を賜りたいと存じます。

それでは、歳入歳出の内訳について御説明をいたします。

次の48ページをお開き願います。

まず、歳入の1、負担金でございますが、市町負担金として1,250万円を計上いたしております。説明欄でございますように、両市町の負担金の額は、先ほど御説明いたしました経費負担の考えに基づき、高松市が1,130万3,000円、塩江町が119万7,000円となっております。

次に、県支出金でございますが、県補助金といたしまして1,250万円を計上いたしております。この県補助金につきましては、県の市町合併促進支援事業費補助金として、補助率が2分の1で、原則として2年間で、3,000万円を上限として交付されますが、今年度は歳出予算総額の2分の1の1,250万円を計上いたしております。

次の諸収入につきましては、預金利子として1,000円を見込み計上させていただいております。

以上が歳入予算の内訳でございます。

次に、49ページをごらんください。

歳出予算の内訳について御説明をいたします。

まず、運営費のうち、会議費251万円でございますが、内訳は、協議会委員等の報酬、費用弁償、会議録作成の委託料、会議室使用料、放送録音機器借上料などでございます。

次の事務費525万8,000円でございますが、これは協議会事務局の臨時職員経費、消耗品、封筒などの印刷費用、切手代などの通信運搬費、事務用備品購入費などでございます。

次に、50ページをお開き願います。

50ページの事業費のうち、事業推進費でございますが、1,713万3,000円を計上いたしております。

その内訳といたしまして、合併協議会だよりの発行に伴う経費、市町建設計画策定等の委託料、ホームページ開設・管理の委託料、県からの職員派遣に伴う負担金などでございます。

なお、予備費といたしまして10万円を計上いたしております。

以上が歳出予算の内訳でございますが、歳入歳出予算の総額は2,500万1,000円となるものでございます。

以上、簡単でございますが、平成15年度合併協議会歳入歳出予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第6号及び議案第7号につきまして、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

どうぞ。

佐藤委員 佐藤でございます。43ページの事業計画のところでございますが、私方の町民は、やはりどうしても合併の協議会が、どのような話がなされているかという、非常に関心持っておられますし、また一方では、不安も抱いております。やはりそれだからこそ、そういう協議会の議事の内容というものを住民にいち早く知らしてあげる必要があるんじゃないかと思っておりますが、協議会だよりの発行、これにつきましては毎回ごとに発行されるものか、それとも2回か3回に分けて発行されるのか、それにつきましてちょっとお伺いをいたします。

議長（増田会長） ちょっと事務局から回答してください。

事務局長 事務局から説明をいたします。

合併協議会だよりの発行につきましては、現時点の予定としては一応3回、今年度中は3回を予定をさせていただいております。

なお、ただいまの御質問の中にありました会議録等につきましては、別途ホームページを開設をする予定にいたしております、ホームページの中で毎協議会、直前になろうかと思っておりますが、前回の協議会の会議録を公開できるという形で準備をさせていただきたいというふうに思っております。もちろん会議資料等につきましても、ホームページではすべて公開をさせていただくということにいたしておりますので、その中で合併協議会だよりという紙の部分で広報をするものにつきましては、それらの状況を踏まえながら、今年度につきましては3回を予算の中で対応させていただくということにいたしておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） どうぞ。

佐藤委員 今、議案第3号の会議録の閲覧とかございますし、また傍聴ということもございまして、人数に制限があり、また会議録の閲覧におきましては、役所まで来なければいけないこともございます。できましたら、やはり2回か3回と言わず、年の発行回数を多くしていただきたいことを要望いたして終わります。

議長（増田会長） わかりました。

ほかにごございませんでしょうか。

特にないようでございますので、それでは先ほどの御要望を受けまして、議案第6号及

び議案第7号を一括お諮りいたします。

議案第6号及び議案第7号、いずれも原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議ございませんので、議案第6号、7号は原案のとおり決定されました。

以上で本日予定しておりました議事は終了いたしました。

会議次第5 その他

議長（増田会長） 次に、会議次第の5「その他」でございますが、高松市・塩江町合併協議会第2回会議の開催予定等について、事務局から説明させます。

事務局次長 それでは、事務局から説明させていただきます。

第2回の会議の開催予定を御説明いたします前に、本日第1回の会議ということで、参考となる資料をあわせて配付させていただいております。委員の皆様方には、途中附せんをつけていると思いますが、附せんから後に参考資料ということで、本日配付をさせていただいておりますので、まず参考資料の御説明をさせていただけたらと思います。

参考資料をごらんいただきたいと思います。

参考資料、まず表紙をめくっていただきまして、裏側に目次がございますが、市町村合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法の概要、それと市町合併の手續の概要、両市町の主なデータ等、それと最後に、新設合併と編入合併の比較を参考資料として、第1回の会議に配付させていただきました。

詳細につきましては、今後の合併協議の中で、その都度詳しく説明させていただくこととなりますので、本日は要点のみを簡単に説明させていただきます。

まず、参考資料の1ページをごらんください。

資料1「合併特例法の概要」でございますが、まず2の「合併協議会」についてでございますが、「合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置する」と規定されております。本協議会はこれに相当し、合併に関する協議を行うものでございます。

次に、4の「市町村建設計画」でございますが、合併市町村が、ハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村等が実施する事業等を内容とする計画を作成することといたしております。市町村建設計画の建設という言葉からハード面の

整備という印象を受けがちでございますが、これはソフト面の施策も含む計画でございます。

市町村建設計画につきましては、後ほど御説明をいたしますが、市町村建設計画に基づく事業についてのみ、合併特例法上の財政措置が受けられることとなります。

次に、2ページをお開きください。

項目6の「地域審議会」でございますが、合併前の関係市町村の協議により、合併前の市町村の区域ごとに合併市町村の長の諮問により、審議または必要な事項につき意見を述べるができる地域審議会を置くことができると規定されております。これは市町村合併の直後という特別な状態において設けられる特例的な制度でございますが、合併関係市町村の協議により、定められた一定の期間に限って設置できることとなっております。

次の7の「議会の議員の定数・在任に関する特例」から10の「職員の身分の取扱い」までの4項目につきましては、資料4の説明の中で後ほど説明させていただきます。

次に、3ページの12「地方税に関する特例」でございますが、市町村の合併後、直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって合併市町村の住民の負担について均衡を欠くことになると認められる場合につきましては、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り課税をしないこと、または不均一の課税をすることができると規定されております。

次に、13の「地方交付税の額の算定の特例」でございますが、合併が行われた場合には、一般的には地方交付税が減少することが想定されますが、合併によります経費の節減が合併後直ちにできるものばかりではないことから、合併年度及びこれに続く10年度につきましては、合併前の市町村がそのまま存在しているものとみなして計算した交付税額を保障し、合併により交付税上、不利益をこうむることがないように配慮されるという特例でございます。

なお、その後5年度につきましては、この増加額が段階的に縮減されることになっております。

次に、14の「地方債の特例等」でございますが、これは、合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業または基金の積み立てで、特に必要と認められるものは、合併年度とこれに続く10年度に限り地方債を充当することができ、基準財政需要額に算入することとするものでございます。

なお、これらの財政措置を受けるためには、平成17年3月末までに合併する必要がご

ざいます。

次に、4ページをお開きください。

4ページの一番下に参考として掲載をしておりますが、いわゆる過疎法上の合併特例についてでございますが、過疎地域の市町村を含む合併があった場合には、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち旧過疎地域のみを過疎地域とみなして、過疎法上の措置をすべて適用すると定められておりまして、同法の期限である平成22年3月末まで特例措置が受けられるということになっております。

以上、簡単ですが、「合併特例法の概要」についての説明を終わります。

次に、5ページをごらんいただきたいと思っております。

5ページ、資料の2「市町合併の手続の概要」でございますが、市町合併に係る手続関係につきまして表にまとめたものでございます。

手続といたしましては、まず関係市町間で事前の協議を行った後、合併協議会の設置について、それぞれの議会に諮り承認を得ることとなります。高松市・塩江町は本年3月にそれぞれの議会で議決をされております。その後、会長、副会長、委員の選任などの事前協議を行い、協議が調った時点で協議書を交わしまして、合併協議会を設置いたします。本協議会は本年6月1日付けで設置されております。

中段の枠の中に記載しておりますように、今後、合併に係る協議や市町村建設計画に係る協議を行いまして、合併協議会での協議が成立した時点で、再度、両市町の議会に諮り、それぞれの議会で市町合併について御承認をいただいた後、合併申請書を作成し、知事への申請を行うこととなります。知事は、両市町の申請に基づきまして県議会の議決を経まして、合併の決定を行います。その後、知事は、合併を定めたときは、直ちにその旨を総務大臣に届け出ます。総務大臣は、この届け出を受理したときには、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知をいたします。

なお、両市町の合併の処分は、総務大臣の告示により、その効力を生じることとなっております。

以上が「合併手続の概要」でございます。

次に、6ページをお開き願います。

資料3は、「高松市・塩江町の主なデータ等」でございますが、6ページに両市町の主なデータ、7ページに概況を記載しております。本日は時間の都合で説明を省略させていただきます。

次に最後、8ページでございますが、先ほど想定される協議スケジュールの中で申し上げましたように、協定項目のうち、合併方式などの基本項目につきましては、できるだけ早い時期に協議することが望ましいことから、次回以降の会議で協議をお願いしたいというふうに考えておりますが、本日は、その中でも根幹をなす合併の方式についての資料を参考として提出させていただいたものでございます。

資料の4では、「新設合併と編入合併の比較」ということで、香川県の作成した資料を参考に、新設合併と編入合併との比較表を掲載いたしております。

まず、「定義」でございますが、合併につきましては、地方自治法第7条に規定された自治体の廃置分合の一態様で、それによって、自治体の数の減少を伴うものをいいます。このうち新設合併につきましては、2以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置くこととされております。一方、編入合併は、市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入することとされております。

次に、「法人格」でございますが、新設合併は、合併後新しくできる市町村に新たに法人格が発生し、合併前の市町村の法人格は消滅いたします。一方、編入合併は、編入する市町村の法人格は残り、全部が編入される市町村の法人格はなくなります。

次に、「合併市町村の名称」でございますが、新設合併の場合は、新たに定めることとなります。編入合併では、通常は編入する市町村の名称となります。

次に、「事務所の位置」につきましては、新設合併の場合は、新たに定めることとなりますが、編入合併の場合は、通常は編入する市町村の事務所の位置となります。

次に、「市町村の長」につきましては、新設合併の場合、関係市町村の長は合併と同時に失職し選挙を行うこととなります。編入合併では、編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は合併により失職いたします。

次に、「議会の議員」についてでございますが、その定数・任期については、地方自治法による原則と合併特例法による特例措置で、その取り扱いに違いがございます。この表の中では上段に原則、下の段に特例を記載いたしております。

まず、地方自治法による原則では、新設合併の場合は、議員はすべて失職し、合併市町村の法定定数による設置選挙を行うこととなります。編入合併の場合は、合併の時点で、編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される側の市町村の議員は失職いたします。

なお、合併によりまして議員定数が増加する場合は、増員選挙を行うこととなります。

次に、合併特例法の特例措置を適用する場合でございますが、新設合併で、特例を採用

する場合は、次のいずれかによることができます。

まず は、いわゆる「定数特例」を採用する場合がありますが、設置選挙におきまして新設合併の特例定数（自治法に定める法定数の2倍の範囲内の定数）、この特例定数で合併後設置選挙を行うこととなります。

は、いわゆる「在任特例」を採用する場合がございますが、合併関係市町村の議員全員が、合併後2年を超えない範囲内で在任することができることとなっております。

次に、編入合併で、特例を採用する場合は、次のいずれかになります。

まず、 が定数特例を採用する場合がございますが、編入される市町村ごとに選挙区を設け、その選挙区ごとに人口に応じた定数を増加配分し、増員選挙を行うこととなります。この場合の議員の任期は、編入する市町村の議員の残任期間となります。さらに、これに続く一般選挙においても、この特例定数をとることもできます。

次に、 は在任特例でございますが、編入される市町村の議会の議員は、編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任することができます。また、この場合、さらに最初の一般選挙におきまして、編入合併の特例定数を採用することができます。

以上が、議会の議員の定数と任期の取り扱いでございます。

次に、「農業委員会の委員の任期」等も、原則と合併特例法の特例で取り扱いに違いがございます。

まず、新設合併の場合でございますが、原則では、委員はすべて失職いたします。

特例を採用いたしますと、10人から80人までの範囲で定めた数で、合併後1年を超えない範囲で在任することができます。一方、編入合併の場合は、原則では、編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員はすべて失職いたします。

特例を採用しますと、編入される市町村の委員は、編入する市町村の委員定数プラス40人を超えない範囲で、編入する市町村の委員の在任期間在任することができます。

次に、「特別職の職員」についてでございますが、これにつきましても、長と同様に、新設合併では全員失職し、新たに選任することとなります。一方、編入合併では、編入する市町村の特別職は在任し、編入される市町村の特別職は失職いたします。

次に、「一般職の職員」についてでございますが、新設合併の場合は、職員全員が失職し、新しい市町村に全員引き継がれます。一方、編入合併の場合は、編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は、全員、編入する市町村に引き継がれます。

次に、「条例、規則」でございますが、新設合併では、合併関係市町村の条例、規則は

すべて失効することとなり、新たに制定することが必要となります。一方、編入合併では、編入する市町村の条例、規則を適用することになります。

なお、合併に伴いまして必要な改正は、行うこととなります。

最後の「建設計画の策定」でございますが、新設合併では、新しくできる合併市町村の全域に係る建設計画を策定する必要がございます。一方、編入合併では、少なくとも、編入される市町村の区域に係る建設計画を策定する必要があることとされております。

以上、合併の方式について説明をさせていただきました。

なお、合併の方式の詳細につきましては、協議事項として提案させていただいた時点で改めて説明をさせていただきます。

以上が、本日お配りしております参考資料の説明でございます。

次に、第2回会議の開催予定でございますが、案内状の中にも記載いたしておりますが、第2回の会議は7月24日の木曜日午後1時30分から、会場は高松市内での開催を予定いたしております。

案内状につきましては、別途送付いたしますので、よろしく願いいたします。

次回の会議の協議事項につきましては、幹事会で御協議いただくこととなりますが、合併協定項目中の基本項目から協議をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、1点お断りでございますが、今回の案内状の中で、第3回会議につきまして8月22日午後1時半から開催を予定している旨、記載しておりましたが、まことに申し訳ございませんけれども、都合により日程を再調整させていただきたいと思っております。早急に第3回会議の日程を調整いたしまして、委員の皆様方に御連絡いたしますので、御了承いただきますようよろしくお願いをいたします。

事務局からは以上でございます。よろしくお願い致します。

議長（増田会長） 以上、その他ということで事務局から説明をいたしましたが、せっかくの機会でございますので、皆様方のほうで何かございましたら、この際、御発言をお願いしたいと存じます。

特にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは、以上で本日の会議日程はすべて終了いたしました。

皆様方には、長時間にわたりまして御審議を賜り、まことにありがとうございました。
これをもちまして、高松市・塩江町合併協議会第1回会議を閉会させていただきます。
大変御苦労さまでございました。今後ともよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

午後 2時19分 閉会

会議録署名委員

委員

Handwritten signature in cursive Japanese characters, likely reading '山田 龍政' (Yamada Ryūsei).

委員

Handwritten signature in cursive Japanese characters, likely reading '黒川 寛' (Kurokawa Hiroshi).